

訪問看護重要事項説明書

当事業はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただく際、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 はんど
主たる事業所の所在地	旭川市豊岡4条8丁目1番8号
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 久世 昭宏
電話番号	0166-74-5111
FAX番号	0166-74-5178

2、 ご契約者への訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

利用事業所の名称	はんどリハビリ訪問看護ステーション
居宅サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定番号	0162990410
所在地	旭川市豊岡4条8丁目1番2号
管理者名	井澤 智子
電話番号	0166-56-4905
FAX番号	0166-56-4910

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリテーションを提供し、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営方針	ご自宅や地域で安心・安全に生活できるよう、他の医療機関・福祉施設・介護サービス事業者と密接な連絡を取りながら、利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

3、 職員体制

従業者の職種	従事する業務内容	人員
管理者	職員管理業務など サービス利用者の受付・調整	1名
看護師 (准看護師を含む)	訪問看護計画書・報告書の作成 (看護師のみ) 訪問看護サービスの提供	1名以上 (管理者兼務有)
理学・作業療法士等	訪問看護サービスの提供 訪問看護計画書・報告書の作成	1名以上 (兼務有)
事務員	書類整理などの事務作業、電話対応など	1名以上

4、 営業日・サービス提供時間

営業日	営業時間
月～金	8：45～17：15
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12/30～1/3、8/15

* 緊急時訪問看護加算（介護）又は、24時間対応体制加算（医療）を算定している場合は、24時間ご連絡いただけます。その状況により、必要に応じて看護師が訪問を致します。

5、 訪問看護サービスの内容

自宅で療養されている方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- <1> 医師の指示に基づき、身体状況や病状の観察
- <2> 清潔・栄養（食事）・排泄の介護と指導
- <3> 褥瘡の予防・処置、指導
- <4> ストマー装具の交換、皮膚ケア
- <5> 認知症・精神疾患の方への看護
- <6> 利用者の家族の方への在宅療養に関する相談や介護指導
- <7> 各種カテーテルの処置及び管理
- <8> その他医師の指示による医療処置
- <9> 福祉・介護保険制度利用の相談
- <10> リハビリテーション

6、 利用料の取り扱い

<介護保険対象の方>

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証の定める額がご契約者の負担額となります。(利用料金参照)

通常実施地域外への訪問は、別途交通費を頂戴いたします。(利用料金参照)

<医療保険対象の方>

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または免除されます。

医療保険証により訪問看護の場合は、一部負担割合により1割～3割と異なります。(利用料金参照)

交通費は別途頂戴いたします。(利用料金参照)

<利用料等のお支払方法>

翌月上旬までに前月の料金をお知らせいたします。

下記方法にてお支払い下さい。

口座自動引き落とし (毎月25日)	取引銀行 旭川信用金庫
口座振込 (毎月25日まで)	旭川信用金庫 東光東支店 (支店番号032) 普通預金口座 (口座番号 0298294) 口座名 か) ハンド 北洋銀行 豊岡支店 (支店番号 408) 普通預金口座 (口座番号 3434857) 口座名 か) ハンド 北見信用金庫 旭川支店 (支店番号 029) 普通預金口座 (口座番号 1052939) 口座名 か) ハンド
現金支払い (毎月25日まで)	事前に現金支払いの旨、お伝えください。

※ 入金確認後、領収書を発行いたします。

<キャンセル料>

キャンセル料は、頂いておりません。

＜法改正時の取り扱い＞

医療・介護報酬等に改定があった場合には、その内容を書面上で説明し、ご契約者もしくはご家族の方等の了解を得ることとしますので、ご了承ください。

7、 緊急時の対応

- ・ 訪問看護サービスの提供中にご契約者に病状の急変や医療事故が発生した場合は、迅速に安全の確保と同時に主治医や居宅介護支援事業所への報告を行い、指示・サポートを受け、適切な措置を講じます。
- ・ 家族や関係機関・市町村等への連絡いたします。
- ・ 急変時や事故発生時の対応の際には誠実な態度で接し、ご契約者及びご家族には、わかりやすく正確な説明を心がけます。
- ・ 急変や事故の状況及び対応内容を記録・保存します。
- ・ 医療事故においては事業所内で客観的な原因究明とその防止策を検討し、再発防止に努めます。

【 協力医療機関 】

医療機関の名称	千代田クリニック
院長名	佐々木 伸彦
所在地	旭川市東光1条6丁目2-3
電話番号	0166-31-7821
診療科	内科、呼吸器科、循環器科
入院設備・救急指定の有無	無

医療機関の名称	医療法人社団 及川医院
院長名	及川 太
所在地	旭川市豊岡4条8丁目3-1
電話番号	0166-35-2661
診療科	内科、胃腸科、小児科、肛門科、泌尿器科、血液透析センター
入院設備・救急指定の有無	入院設備：有（19床） 救急指定：無

医療機関の名称	医療法人健光会 旭川ペインクリニック病院
院長名	赤間 保之
所在地	旭川市4条17丁目1553
電話番号	0166-22-2003

診療科	ペインクリニック内科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・内科
入院設備・救急指定の有無	入院設備：有（５２床） 救急指定：無

８、 サービスに関する相談・要望・苦情申し立て

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のお客様相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。また、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

お客様相談窓口	窓口責任者	井澤 智子
	ご利用時間	平日 午前８時３０分～午後５時３０分
	ご利用方法	電話 ０１６６－５６－４９０５ 面接 はんどリハビリ訪問看護ステーション

※相談・苦情に対する窓口として、管理者が対応しています。また、管理者が不在の時は基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、管理者に報告しています。

（２）行政機関その他苦情受付期間

国民健康保険団体連合会北海道	利用時間	平日 午前９時～午後５時
	利用方法	電話 ０１１－２３１－５１６１（代）
旭川市長寿社会課 美瑛町保健福祉課 東神楽町住民福祉課 東川町住民福祉課	利用時間	平日 午前９時～午後５時
	利用方法	電話 ０１６６－２６－１１１１（代）
		電話 ０１６６－９２－１１１１（代）
		電話 ０１６６－８３－５４０３ 電話 ０１６６－８２－２１１１（代）

９ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 久世 昭宏
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との
---------------------------------	---

	雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1.2 その他

- （１）理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであることとします。
- （２）主に理学療法士等のみの訪問の場合、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等を作成するにあたり当該訪問看護ステーションの看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が利用者等の情報を共有したうえで作成する必要があるため、初回及び３ヶ月に１回程度当該事業所の看護職員による訪問評価を実施するものとします。
- （３）サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- （４）原則として、担当者の選定はできません。
- （５）ご契約者のご家族等に対するサービスの提供はできません。
- （６）あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方ともできるだけ早く連絡いたします。

- (7) あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。
- (8) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力お願いいたします。
- (9) ご契約者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などのもてなしはご遠慮いたします。

以上